

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 4 月 18 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3 件
厚生年金保険関係	3 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500299 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600001 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 1 日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。

当該期間の標準報酬月額については、平成 20 年 1 月から平成 22 年 8 月までは 9 万 8,000 円から 26 万円、同年 9 月から平成 23 年 8 月までは 11 万 8,000 円から 28 万円、同年 9 月は 11 万 8,000 円から 20 万円、同年 10 月は 11 万 8,000 円から 16 万円、同年 11 月は 11 万 8,000 円から 22 万円とする。

平成 20 年 1 月から平成 23 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 1 月から平成 23 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 9 月 5 日から平成 23 年 12 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A 社での厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低いことが分かった。

請求期間の一部の給与明細書の写しを提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 20 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書の写し、A 社から提出された給与明細一覧表、並びに請求者から提出された同社が発行した平成 20 年分、平成 21 年分及び平成 22 年分の給与所得の源泉徴収票の写しの記載内容から総合的に判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額を超える報酬を受け、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料を控除されたものと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、前述の給与明細書等により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 20 年 1 月から平成 22 年 8 月までを 26 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までを 28 万円、同年 9 月を 20 万円、同年 10 月を 16 万円、同年 11 月を 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 20 年 1 月から平成 23 年 11 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保

険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成20年1月から平成23年11月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届、同報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所（年金事務所）は、請求者の平成20年1月1日から平成23年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成17年9月5日から平成20年1月1日までの期間については、請求者は、当該期間に係るA社における給与明細書の写しを提出している（ただし、平成17年10月分、平成18年3月分、同年6月分、同年8月分及び平成19年10月分を除く。）ところ、当該給与明細書に記載された給与額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、当該明細書の写しの記載内容とA社から提出された同一期間に係る給与明細一覧表の写しの記載内容を比較したところ、支給合計額及び厚生年金保険料額と金額が相違していることが確認できる。

このことについて、A社の当時の事業主は、従業員の給与について、別の事業所から工賃を支払う給与体系とすることで、従業員の標準報酬月額を最低等級にすることとし、従業員に了承してもらい、従業員には合算した金額を記載した給与明細書を渡したと陳述している。

また、請求者から提出された平成17年分の給与所得の源泉徴収票、平成18年分の所得税の確定申告書の写し及び平成19年分の給与所得の源泉徴収票の写しの記載内容から、事業主の陳述どおりの状況はうかがえるものの、当時の給与の取扱いについて確認ができず、当時の状況を明確にできないことから、平成17年9月5日から平成20年1月1日までの期間については、標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を特定することができない。

このほか、請求者の平成17年9月5日から平成20年1月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成17年9月5日から平成20年1月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500305 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600002 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社（現在は B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 11 日から昭和 45 年 10 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 1 日から昭和 56 年 8 月 1 日まで
③ 平成 2 年 4 月 11 日から平成 3 年 10 月 1 日まで

請求期間①について、A 社に昭和 45 年 9 月 30 日まで勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 42 年 10 月 11 日とされている。

また、請求期間②及び③について、私は、昭和 53 年 10 月 1 日から平成 3 年 9 月 30 日までの 13 年間継続して、C 社 D 店に勤務していたにもかかわらず、国の記録では、C 社に係る厚生年金保険被保険者記録は資格取得日が昭和 56 年 8 月 1 日、資格喪失日は平成 2 年 4 月 11 日とされており、当該請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、事業所名称は不明であるものの、請求者の当該期間直前の期間について確認できる雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 33 年 3 月 10 日、離職日は昭和 42 年 10 月 10 日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の A 社における厚生年金保険被保険者期間（脱退手当金支給済期間）と一致していることが確認できる。

また、企業年金連合会の中脱記録照会（回答）によると、A 社が加入していた E 厚生年金基金における資格喪失年月日は昭和 42 年 10 月 11 日であることが確認できる上、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できる請求者の被保険者資格の喪失年月日は昭和 42 年 10 月 11 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

2 請求期間②及び③について、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の C 社に係る雇用保険の被保険者期間は、オンライン記録で確認できる当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間（昭和 56 年 8 月 1 日資格取得、平成 2 年 4 月 11 日資格喪失）と一致していることが確認

できる。

また、企業年金連合会の中脱記録照会（回答）によると、C社が加入していたE厚生年金基金における資格取得年月日は昭和56年8月1日、資格喪失年月日は平成2年4月11日であることが確認できる。

さらに、請求期間②について、請求者の国民年金被保険者カードによると、当該期間は国民年金の保険料納付済期間と記録されており、請求者は国民年金の任意加入被保険者資格の昭和56年8月1日喪失の手続を同年9月30日に行っていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳によると、同年8月及び9月の国民年金保険料が同年10月16日に還付されていることが確認できることから、請求者は、同年8月1日付けでC社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことを認識し、国民年金の被保険者資格喪失の手続を行ったものと考えられる。

加えて、請求期間③について、オンライン記録によると、平成2年4月11日の国民年金第3号被保険者資格取得の処理日は同年7月11日であることが確認できることから、当時、同年4月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことによる国民年金の第3号被保険者の届出を行ったものと考えられる。

- 3 請求期間について、B社は、請求者に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無く、請求期間に係る請求者の勤務実態等は不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500325号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600003号

第1 結論

昭和51年6月1日から昭和52年9月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和53年7月1日から昭和55年7月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年6月1日から昭和52年9月1日
② 昭和53年7月1日から昭和55年7月1日

私は、A社に正社員として2回勤務していたにもかかわらず、1回目に勤務した請求期間①について、厚生年金保険記録が確認できない。

また、B社に勤務した請求期間②についても、同社において、正社員であったため厚生年金保険に加入していたはずである。

請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、A社において、オンライン記録により、同期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、そのうち1名の回答から、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和61年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、当時、役員であった事業主の妻等に照会したが、回答を得ることができない。

また、オンライン記録によると、請求者及び複数の同僚がA社において請求者と同様の販売業務を担当していた従業員として、姓のみを挙げている者については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、複数の同僚が同社における同僚として氏名を挙げた者のうち複数の者については、同社に係る同被保険者記録が確認できない者が複数確認できることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

請求期間②については、B社の現在の事業主、請求期間当時の取締役及び請求者が氏名を挙げた同僚の回答及び陳述から、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

また、請求者がB社において一緒に販売の仕事をしていたとして、2名の氏名を挙げているところ、当該同僚については、当該期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

しかしながら、B社の請求期間当時の代表取締役及び請求者を同社に採用したとされる取締役は、既に死亡している上、現在の事業主は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答しており、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、オンライン記録より、請求期間②にB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会を行ったが、請求者の入社時期及び退社時期について回答を得ることができない。

さらに、請求者及び同僚がB社における同僚として氏名を挙げた者のうち、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が複数確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本で確認できる代表取締役の一人は、自分自身も同社に従業員として勤務し始めた時期と社会保険に加入した時期は相違しており、実際に社会保険に加入しない取扱いがあった旨の陳述をしていることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500306 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1600001 号

第 1 結論

昭和 33 年 3 月 10 日から昭和 42 年 10 月 11 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 3 月 10 日から昭和 42 年 10 月 11 日まで

国の記録では、請求期間が脱退手当金支給済期間とされているため、過去に総務省年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

A 社においては、退職金も無く、当時は脱退手当金について何も知らず、脱退手当金を受け取った記憶はないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」を表示することとされており、請求者が総務省年金記録確認第三者委員会に対し提出した同被保険者証の写しには、A 社を管轄していた B 社会保険事務所（当時）において脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱 B」の押印が確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されている上、請求期間の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 2 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。